

令和6年4月18日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表 03-3580-4111 (内線 2036) )

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年4月25日（木）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年3月21日（木）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年3月25日（月）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

取調べでのメモ取りを認めるかどうかは検査機関側の裁量事項であるという趣旨の判断をした東京高裁平成15年10月22日判決

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に上記3のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書は、法務省本省では、作成・取得していない、又は作成・取得した後に保存期間満了により既に廃棄されているため、現に保有しておらず、このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円（ただし、行政文書の不存在による不開示決定が見込まれます。）となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙300円分を返戻いたします。